

幸手市総合評価方式活用ガイドライン

平成30年6月

幸 手 市

目 次

1	総合評価方式の概要・意義	-----	3
2	総合評価方式の実施方針	-----	4
3	総合評価方式のタイプ	-----	5
(1)	簡易型	-----	5
(2)	技術提案型	-----	5
4	標準的な実施手順	-----	6
5	評価項目・配点等	-----	7
(1)	評価項目の選定	-----	7
(2)	配点等	-----	7
(3)	必須評価項目（簡易型・技術提案型共通）	-----	7
	ア 企業の技術能力	-----	7
	イ 企業の社会的貢献度	-----	8
	ウ 配置予定技術者の技術能力	-----	9
(4)	技術提案型Aタイプにおける必須評価項目	-----	10
	エ 施工管理の適切性・発注者が指定した課題への対応	-----	10
(5)	技術提案型Bタイプにおける必須評価項目	-----	11
	オ(ア) 技術提案	-----	11
	オ(イ) 技術提案を実現するための方法	-----	12
(6)	選択評価項目（簡易型・技術提案型共通）	-----	13
	カ 企業の技術能力	-----	13
	キ 配置予定技術者の技術能力	-----	14
	ク 企業の地域精通度	-----	14
	ケ 企業の社会的貢献度	-----	15
	コ その他	-----	16
	サ 企業倫理や信頼性等（減点項目）	-----	17
6	技術資料の提出要請	-----	18
7	技術評価	-----	18
(1)	加算点又は技術評価点の算出	-----	18
(2)	不適正な事項に対する措置	-----	18
(3)	評価値の算出と落札候補者の決定	-----	18
(4)	配置予定技術者の配置不可通知	-----	20
8	落札者の決定	-----	20
9	ペナルティの設定	-----	20

(1) 技術資料の内容の不履行	-----	20
(2) 技術資料の虚偽記載	-----	20
10 中立かつ公正な評価の確保（学識経験者の意見聴取）	-----	21
11 総合評価方式に関わる公表等	-----	22
(1) 技術提案に関する機密の保持	-----	22
(2) 情報提供	-----	22
12 履行確認	-----	22

1 総合評価方式の概要・意義

公共工事の品質の確保と向上を目的とする「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以後、「品確法」と言う。）」が平成17年4月1日に施行された（平成26年6月4日改正）。この法律では「公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。」と規定されており、公共工事の品質確保のための主要な取組みとして総合評価方式の適用を掲げている。

これを受け、公共工事の品質確保のため、幸手市においては平成20年度から総合評価方式の入札の試行を実施している。

公共工事の品質確保を図るために、発注者は工事の内容等に応じ、競争参加者の技術的能力等の評価を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提案を求めるよう努め、落札者の決定においては、価格に加えて技術的能力等の優劣を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とすることが原則となる。

総合評価方式の適用により、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が施工することとなり、工事品質の確保や向上が図られ、工事目的物の性能の向上、長寿命化、維持修繕費の縮減、施工不良の未然防止等が図られる。その結果総合的なコストの縮減、交通渋滞対策、環境対策、事業効果の早期発現等が効率的かつ適切に図られることにより、現在かつ将来の県民に利益がもたらされることが期待される。また、民間企業が技術力競争を行うことによりモチベーションの向上が図られ、技術と経営に優れた健全な建設業が育成されるほか、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることで、談合が行われにくい環境が整備されることも期待される。

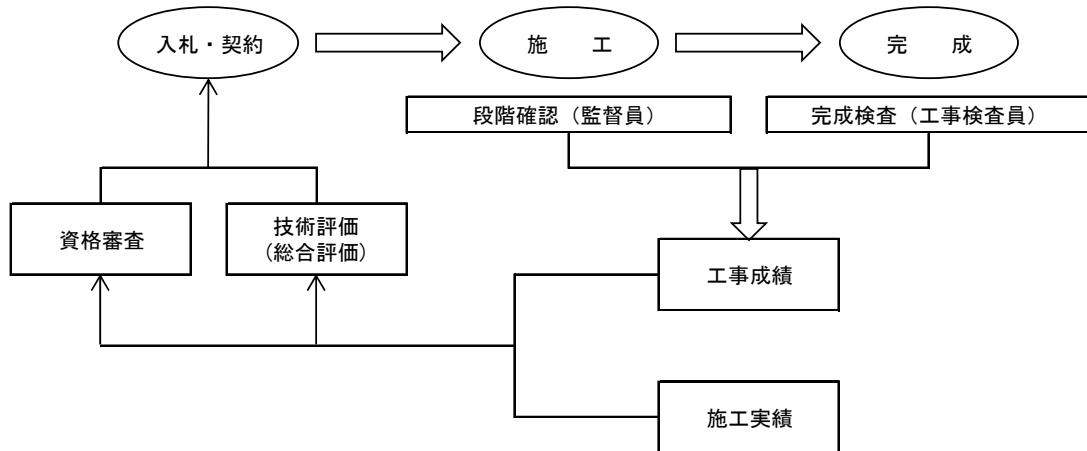
平成26年6月には、品確法が改正され、受注者と発注者の責務が明確化されたほか、公共工事の品質確保に加え、新たに担い手の中長期的な育成・確保の促進が謳われた。今後の総合評価方式においては、これまでの品質確保に加え、地域維持の担い手である建設企業の育成・確保にも配慮する必要がある。

2 総合評価方式の実施方針

総合評価方式は、基本的には、全ての工事において採用することが可能である。しかし、総合評価の実施に当たっては、受発注者の双方にとって、事務量が増大するといった課題がある。

一方、総合評価方式は、「良い仕事」を行うことが、高い評価となり「次の仕事」へつながる「良い循環」が生まれる効果がある。

そこで、いかにこの良い循環を維持することが出来るかが、総合評価方式の運用にあたり重要である。



工事の品質を表す指標として、工事成績評定がある。

各都道府県の総合評価方式の結果のデータを見ると、総合評価方式を実施した工事と未実施の工事では、実施した工事の方が成績評定点は高くなっていること、総合評価方式が工事の品質確保に寄与していることが分かる。

(1) 総合評価方式の対象工事

一般競争入札で実施する工事のうち設計金額の高低にとらわれることなく、工事内容により、総合評価方式に相応しい工事に対して実施する。

なお、幸手市発注工事全体において「良い循環」が生まれるよう、工事の規模(発注ランク)にかかわらず、万遍なく総合評価方式を実施することが望ましい。

(2) 総合評価方式の実施工事選定基準

総合評価方式を実施する工事は、品確法の趣旨を踏まえ総合評価方式に相応しい工事に対して活用するものとする。なお、工事目的物そのものや、工事実施段階における工事の効率性、安全性、環境への配慮について、高いレベルが求められる大型工事については総合評価方式の活用を図る。

3 総合評価方式のタイプ

工事の内容、課題等に応じて、次の簡易型、技術提案型（Aタイプ、Bタイプ）のいずれかの方式を選択する。

(1) 簡易型

- ・工事成績、類似工事の経験等を求める工事
- ・工事目的物の性能及び機能向上等に対し、入札参加者に技術提案を求める必要がない工事や施工管理に工夫の余地が少ない工事

(2) 技術提案型

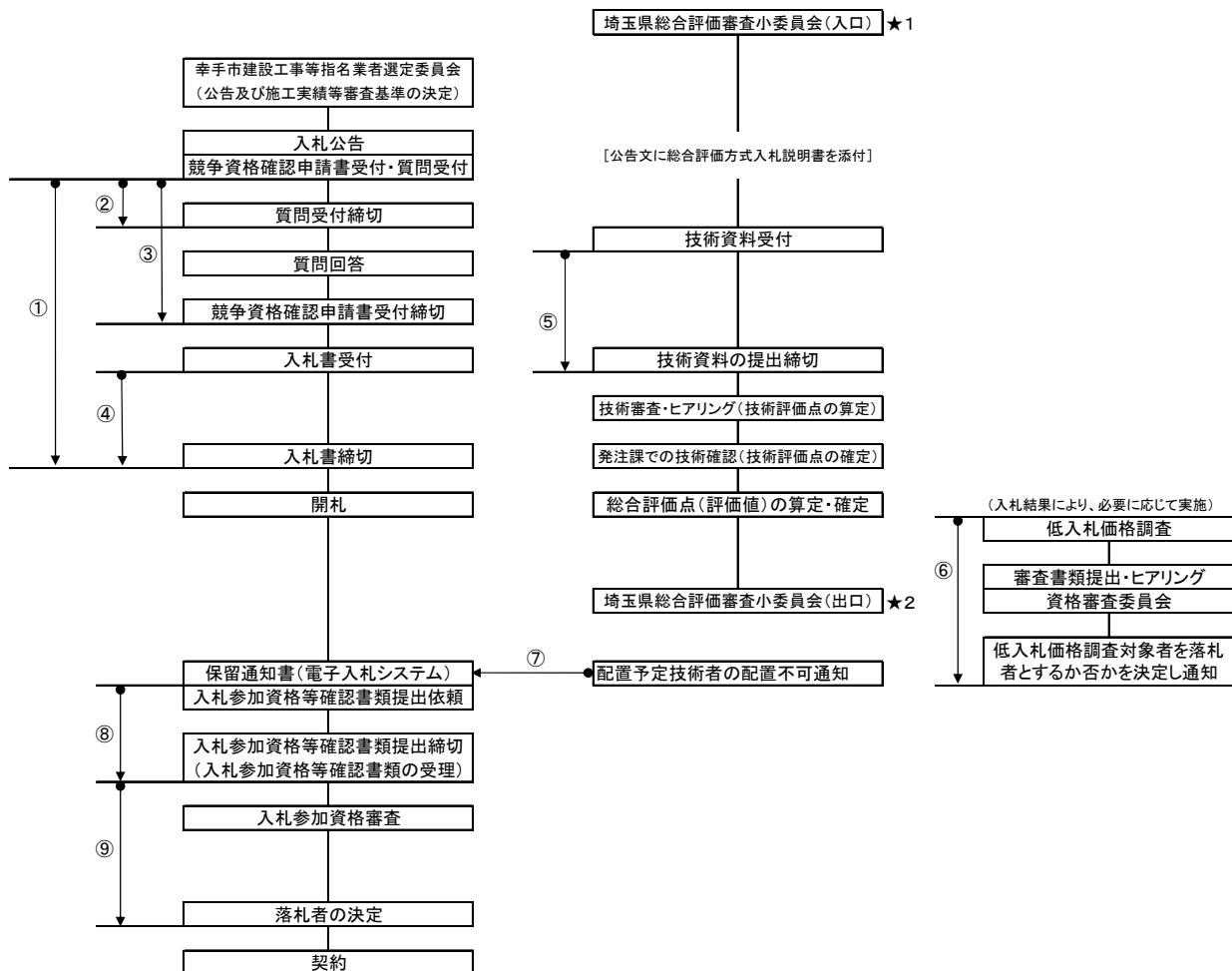
ア Aタイプ

工事目的物の性能及び機能向上等に対し、入札参加者に施工管理の工夫を求める工事（定性的な技術提案を求める工事）

イ Bタイプ

工事目的物の性能及び機能向上等に対し、入札参加者に施工管理の工夫を求める工事（定量的な技術提案を求める工事）

4 標準的な実施手順 (技術提案型・簡易型(従来型)で一般競争入札 事後審査型の場合)



★1 「埼玉県総合評価審査小委員会(入口)」落札者決定基準、出口審査の必要性について、学識経験者からの意見聴取を行う。

★2 「埼玉県総合評価審査小委員会(出口)」意見聴取の必要がある場合、実施(簡易型は原則省略)

- ① 見積期間(※1)
 - ・設計金額5,000万円未満は10日以上
 - ・設計金額5,000万円以上は15日以上
- ② 質問受付期間
 - ・設計金額5,000万円未満は4日以上(休日を除く)
 - ・設計金額5,000万円以上は6日以上(休日を除く)
- ③ 競争参加資格確認申請書の提出期間
 - ・公告日から5日以上(休日を除く)
- ④ 入札書提出期間
 - ・受付機関は48時間以上(休日を除く)
- ⑤ 簡易型は公告日から5日程度確保する。
技術提案型は公告日から10日程度確保する。
- ⑥ 低入札価格調査日から起算して、14日以内(休日を除く)(※2)
- ⑦ 配置予定技術者の配置不可報告
 - ・落札候補者決定通知の翌日17:00までに発注者に報告
(ただし、落札候補者の決定通知受理が午後3時以降の場合は、2日後の17:00まで)
- ⑧ 提出を指示した日の翌日から起算して、原則2日以内(※3)
- ⑨ 確認資料の提出期限の翌日から起算して、原則3日以内(※3)
 - * 休日とは、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の開庁日をいう。

※1 建設業法施行令の規定による

※2 幸手市建設工事低入札価格調査制度実施要領の規定による

※3 幸手市建設工事請負一般競争入札(事後審査型)試行要綱の規定による

5 評価項目・配点等

(1) 評価項目の選定

評価項目は、簡易型、技術提案型のそれぞれに示す必須評価項目のほか、工事の内容、課題等により、選択評価項目を原則一つ以上選択する。

なお、選択評価項目以外にも、工事の特性に合わせ適宜評価項目（評価基準含む）を設定できるほか、必須評価項目であっても、入札参加者間で評価に差違が生じない項目

（一般競争入札等で入札条件が評価項目の内容と同一のときなど）や、工事の内容、課題等により適正な評価が困難な項目などについては適宜削除できるものとする。この場合は、総合評価審査小委員会に意見聴取する。

(2) 配点等

配点は、『ガイドライン』に記載の配点を標準とする。

ただし、工事の内容や地域特性等に応じて評価項目が持つ価値に充分留意し、得られる価値が必要以上に高価にならないよう適宜配点を変更できるものとする。この場合は、総合評価審査小委員会に意見聴取する。

(3) 必須評価項目（簡易型・技術提案型共通）

ア 企業の技術能力^{*5}

評価項目	評価基準	配点	得点
(ア) 工事成績評定 ^{*1}	幸手市発注工事の過去2年度間 ^{*2} の平均点が84点以上。	2.0	/ 2.0
	82点以上84点未満。	1.5	
	80点以上82点未満。	1.0	
	80点未満。	0	
(イ) 施工実績	過去15年度間 ^{*6} に近隣 ^{*3} において類似 ^{*4} の公共工事の施工実績がある。	1.0	/ 1.0
	ない。	0	

当該項目においては、(ア)(イ)のうち原則どちらか一方を選択する

※1 当該工事の発注業種（29業種）と同業種の過去の幸手市発注工事の成績評定を原則対象とする。

ただし、発注者は「複数の業種を選択」するなど、評価対象を設定することもできる。

※2 前年度の工事成績評定が確定するまでの間は、前々年度と前々々年度の2年度間とする。
建築工事等においては「過去2年度間」を「過去5年度間」と読みかえる。

なお、発注者は工事等の内容に応じて、必要な期間を任意設定することもできる。

※3 「近隣」の範囲は、工事の都度発注者が定義し、入札説明書に具体的に記述する。埼玉県内、杉戸県土整備事務所管内、幸手市内、同一路線上等が考えられる。なお、特殊工事等においては、近隣の条件を適宜省くことができる。

※4 「類似」の要件は、発注者が工事ごとに設定し、入札説明書に記載する。

※5 JV（特定・経常）での工事成績評定・施工実績は代表構成員の場合のみ評価の対象とする。

※6 発注者は、工事の内容や課題等に応じて、必要な期間を任意設定することもできる。

イ 企業の社会的貢献度

評価項目	評価基準			配点	得点
(7)災害防止活動等の実績	※1 協定	幸手市又は幸手市機関等※ ² と協定を締結し、災害防止活動への協力体制を整えている。	幸手市に本店又は主たる営業所をおいている。	1.0	/1.0
		上記以外。	0.5		
		締結していない。	0		
	実績	過去2年度間に災害防止や復旧への協力活動を行った。	幸手市又は幸手市機関等の求めにより協力活動を行った。又は、国土交通省や埼玉県との協定に基づき、幸手市内で災害防止活動を行った。	1.0	/1.0
		行っていない。	0		
(1)CO2削減対策※ ³	「埼玉県エコアップ認証制度※ ⁴ 」の認証を受けている。			1.0	/1.0
	認証を受けていない。			0	

※1 幸手市又は幸手市機関等との協定書や登録証（企業単体の場合）又は証明書（団体の場合）などにより、公告日において協力体制を確認できるものとする。

※2 幸手市機関等とは、幸手市土地開発公社、幸手市社会福祉協議会とする。

※3 公告日において入札に参加する営業所が認証を受けていることを確認できるものとする。

※4 県が事業者のCO2削減取組を認証する制度。

詳細は、県環境部温暖化対策課「埼玉県エコアップ認証制度」ホームページを参照のこと。

(<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/ecoup-h22.html>)

ウ 配置予定技術者の技術能力^{*1}

評価項目	評価基準	配点	得点
(ア)工事成績評定 ^{*2}	幸手市発注工事の過去2年度間 ^{*3} の平均点が84点以上。	2.0	/2.0
	82点以上84点未満。	1.5	
	80点以上82点未満。	1.0	
	80点未満。	0	
(イ)施工経験	過去15年度間 ^{*4} に類似 ^{*5} の公共工事の施工経験がある。	1.0	/1.0
	ない。	0	

当該項目においては、(ア)(イ)のうち原則どちらか一方を選択する。

※1 配置予定技術者の技術能力に関する評価は、以下のいずれかの工事を対象とする。

- ① 元請の主任技術者又は監理技術者として工事完成時に従事していた工事。
- ② 現場代理人として全工期にわたって従事した工事。

なお、JV（特定・経常）工事における実績は、代表構成員のもののみを評価対象とする。

※2 過去に従事した、全ての業種（29業種）の幸手市発注工事の成績評定を対象とする。

ただし、発注者は当該工事が成績評定を省略することができる工事である場合は、この評価項目は除く。

※3 前年度の工事成績評定が確定するまでの間は、前々年度と前々々年度の2年度間とする。
建築工事等においては「過去2年度間」を「過去5年度間」と読みかえる。

※4 発注者は、工事の内容や課題等に応じて、必要な期間を任意設定することもできる。

※5 「類似」の要件は、発注者が工事ごとに設定し、入札説明書に記載する。

(4) 技術提案型Aタイプにおける必須評価項目

工 施工管理の適切性・発注者が指定した課題への対応※1

((ア)～(イ)から1項目以上設定)

評価項目	評価基準	配点	得点
施工管理の適切性	(ア) 工程管理の適切性※2 工事工程や実施手順が合理的であり、工夫が見られる。 (提案を求める、具体的な課題を設定する。)	5.0	★ /5.0
	(イ) 品質管理の適切性※2 良質な材料の調達、現場条件に応じた施工方法の選定など品質確保のための工夫が見られる。 (提案を求める、具体的な課題を設定する。)	5.0	★ /5.0
	(ウ) 安全管理の適切性※2 安全管理を高めるための工夫が見られる。 (提案を求める、具体的な課題を設定する。)	5.0	★ /5.0
(I) 発注者が指定した課題への対応の的確性※2	発注者が指定した工事目的物の性能、機能に関する事項、社会的要請に関する事項等への対応に工夫が見られる。	5.0	★ /5.0

※1 工事の内容、課題等に応じ(ア)、(イ)、(ウ)、(I)から1項目以上を設定する。

※2 具体的な課題を設定し、入札説明書に記載する。

★ 採点については、次式のとおり採用された提案数に応じた得点とする。

得点=配点×(採用された提案数／求める提案数)

(小数点以下第2位を四捨五入し、第1位止め)

(5) 技術提案型Bタイプにおける必須評価項目

※ 技術提案型Aタイプの評価項目 工 は、技術提案型Bタイプにおいては選択評価項目とする。

才(ア)技術提案

評価項目	評価基準	配点	得点
<p>工事の特性（工事内容、規模等）や地域特性等に応じ、内容と標準値を適宜設定する。</p> <p>(工事目的物の性能、機能の向上に関する例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・舗装構造提案による走行騒音の低減量 ・建物構造提案による構造強度の増加量 ・ポンプ構造提案による排水能力量の増加量等 <p>(社会的要請への対応に関する例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者用通路として確保できる幅員等（施工に伴う安全対策） ・工事施工に伴う、交通止めなど交通規制日数の短縮日数等（交通への影響） ・工事施工による、水質汚濁防止のための排水の浮遊物の低減量や騒音の低減量 ・工事現場からの建設廃材の排出量の低減量等（環境への影響） ・供用開始を早めるための工期の短縮日数等（工期の短縮） ・間伐材、伐採除根材等のリサイクルの率の向上等（その他） 	提案数値による定量評価	6.0	★ /6.0

※ 技術提案については、評価項目を一つ以上設定し、適宜組合わせて利用する。

※ 標準値が示せないものは「技術提案型Aタイプ」とする。

★ 技術提案の項目に対する採点は、最も優れた提案値に満点、標準値に0点を与え、それ以外の中間の提案値に対する得点は比例配分で求めるものとする。
ただし、提案値が標準値未満のときは、失格とする。

$$(得点) = 6.0 \text{ 点} \times \frac{(提案値)}{(最高提案値) - (標準値)}$$

才(イ)技術提案を実現するための方法

評価項目	評価基準	配点	得点
実現するための方法 ・与条件との整合性 ・技術的裏付け 等	現地の条件 ^{*1} に合った適切な方法が示され、優位な工夫が見られ、実現が確実である。	4.0	★ /4.0
	現地の条件 ^{*1} に合った適切な方法が示され、実現が見込まれる。	2.0	
	適切な方法は示されていないが実現が見込まれる。	1.0	
	実現の可能性がない ^{*2} 。	0	

※ 技術提案と技術提案を実現させる方法を連動させるため、才(ア)の技術提案の得点（四捨五入前の得点）により、才(イ)の実現するための方法の得点補正（別表）を行う。

※ （別表）により補正した各社の得点は、小数点第2位まで有効とし、最終的に技術評価点を算出する際に、小数点第2位を四捨五入し小数点第1位止めとする。

※1 現地の条件とは、地形、地質、環境、地域特性、近隣への配慮等。

※2 技術提案を実現するための方法を評価した結果、技術提案の内容の実現可能性がないことが明らかなときは、才(ア)の技術提案の得点を0点とする。

★ 採点に当たり複数の者の提案に優劣が見られる場合、中間点を与えることができる。

(別表)

技術提案の得点率範囲	実現方法の補正係数
25%未満	0.25
25%以上50%未満	0.50
50%以上75%未満	0.75
75%以上	1.00

※才(ア)技術提案の得点率は、四捨五入前の得点で判断する。

(6) 選択評価項目（簡易型・技術提案型共通）

力 企業の技術能力

評価項目	評価基準	配点	得点
(ア) VEの提案※1	過去2年度間に契約後VE提案の採用実績がある。	1.0	/1.0
	ない。	0	
(イ) 新製品・新技術紹介制度等の登録	国土交通省の新技術情報システム(NETIS)に登録又は、県の新製品・新技術紹介制度に登録している。	1.0	/1.0
	ない。	0	
(ウ) 優秀工事表彰	過去3年度間に幸手市優良建設工事表彰を受けたことがある。	1.5	/1.5
	過去3年度間に当該工事と同じ分野※2で埼玉県国土づくり・農林部優秀建設工事施工者表彰、企業局優秀施工業者等表彰のいずれかを受けたことがある。	1.0	
	ない。	0	
(エ) ISO取得状況※4	ISO9001,14001※3を取得している。	1.5	/1.5
	ISO9001を取得している。	1.0	
	ISO14001※3を取得している。	0.5	
	ない。	0	

※1 VE提案採用実績は、公共工事を対象とする。

JV(特定・経常)での採用実績も対象とする。(代表構成員の場合のみ)

※2 発注者が当該工事と同じ分野を選択する分野とは、土木、建築、設備の3分野とする。当該工事で評価対象とする分野は、入札説明書に明記する。

JV(特定・経常)での表彰も対象とする。(代表構成員の場合のみ)

※3 必須項目イ「(イ)CO2削減対策」の加点対象者(埼玉県エコアップ認証制度の認証者)は、ISO14001の加点対象外とする。

※4 公告日において、入札に参加する営業所がISOを取得しているものとする。

キ 配置予定技術者の技術能力

評価項目	評価基準	配点	得点
(ア) 技術者の専門技術力※1 (ヒアリング項目)	過去に経験した同種工事について中心的 ・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取組が具体的に説明できる。	3.0	★ /3.0
(イ) 当該工事の理解度 ・取組姿勢 (ヒアリング項目)	当該工事について適切に理解した上で、質問や提案等積極的な取組姿勢が見られる。	3.0	★ /3.0
(ウ) 技術者の対応能力 (ヒアリング項目)	当該工事について近隣住民などの第三者に対して工事説明や苦情処理などの対応が適切にできる。	3.0	★ /3.0
(エ) 保有する資格	1級●●施工管理技士※2、1級建築士※2、技術士(●●部門)※2又は専門資格●●●※ ³ のいずれかを保有している。 上記の資格を保有していない。	1.0	/1.0
(オ) 優秀技術者表彰※4	過去5年度間に埼玉県県土づくり・農林部優秀現場代理人等表彰、企業局優秀施工業者等表彰のいずれかを受けたことがある。 ない。	1.0	/1.0
(カ) 継続教育(CPD)への取組※5	過去1年度間に、各団体等が推奨する単位以上を取得している。 過去1年度間に、各団体等が推奨する単位の1/2以上（かつ推奨単位未満）を取得している。 上記のいずれにも該当しない。	1.0 0.5 0	/1.0

※(ア)、(イ)、(ウ)については、配置予定技術者に対するヒアリングにより判断する。

★ 採点に当たり技術者の評価に優劣が見られる場合、中間点を与えることができる。

※1 以下の①又は②の条件を満たす場合、この評価項目を設定する。

- ①「配置予定技術者の過去に経験した工事を入札公告上の参加資格要件とした」
- ②「総合評価方式の評価項目で配置予定技術者の施工経験を設定した」

※2 建設業法により、当該工事の発注業種（29業種）の監理技術者となり得ると定められている資格及び部門に限る。

※3 専門資格は該当資格を記載する。なお、専門資格のみとすることもできる。

※4 JV（特定・経常）での表彰も対象とする。（代表構成員の場合のみ）

※5 推奨単位を定めている団体等の継続教育（CPD）を評価対象とする。

ク 企業の地域精通度

評価項目	評価基準	配点	得点
(ア) 地理的条件	本店又は主たる営業所の所在地が幸手市内である。	1.0	
	契約の権限を有する営業所の所在地が幸手市内である。	0.5	/1.0
	上記のいずれにも該当しない。	0	

ケ 企業の社会的貢献度

評価項目	評価基準	配点	得点
(ア)企業の社会的貢献の実績※1	a 過去2年度間に、「インターンシップの受け入れ」※3、「幸手市又は幸手市機関等の施設管理に関するボランティア活動」※2の両方の実績がある。	2.0	/2.0
	b 過去2年度間に、「インターンシップの受け入れ」※3、「幸手市又は幸手市機関等の施設管理に関するボランティア活動」※2のいずれか一方の実績がある。	1.0	
	c a・b欄に掲げる活動実績はない。	0	
(イ)除雪契約実績	過去2年度間に幸手市又は幸手市機関等との除雪契約実績がある。	1.0	/1.0
	ない。	0	
(ウ)障がい者雇用※4	障害者の雇用促進等に関する法律の法定雇用率に1%を加えた率で障害者を雇用している。又は、法定雇用義務はないが障害者を雇用している。	1.0	/1.0
	上記を満たしていない。	0	

※1 a・bのうち、いずれか一つの実績を評価する。

※2 過去2年度間における、幸手市又は幸手市機関等の施設管理に関するボランティア活動（道路清掃、河川清掃、公共施設への植栽等のボランティア活動で、施設管理者が証明する「ボランティア活動実績証明書」や感謝状等により実施を確認できるもの）。なお、実績は企業単体で実施したものと原則評価対象とする。

※3 過去2年度間に、大学生、高校生等を対象としたインターンシップを受入れた実績がある。（学校が証明する「インターンシップ受入実績証明書」により実績を確認できるもの）

ただし、幸手市内企業（本店又は主たる営業所の所在地が幸手市内）に限る。

※4 入札公告日の直前の6月1日現在において、障がい者を雇用しているものとする。

コ その他

評価項目	評価基準	配点	得点
(7) 市内下請※1の選定	以下のいずれかを満たすこと ・下請負人を幸手市内企業※2から1社以上選定する。 ・本店又は主たる営業所の所在地が幸手市内※2であり、すべて自社で施工する。	1.0	/1.0
	上記に該当しない	0	
(8) 県産資材の選定	主要な資材を県産資材から選定する。	1.0	/1.0
	選定しない。	0	
(9) 手持ち工事量	幸手市発注工事（全業種）の手持ち工事量比率※31未満	1.0	/1.0
	手持ち工事量比率1以上	0	

※1 下請負人とは、受注業者との直接契約のある1次下請負人であり、2次下請負人以降は、評価の対象外とする。

※2 幸手市内に本店又は主たる営業所を有する企業とする。

※3 手持ち工事量比率＝(当該年度受注額) ÷ (過去3年度間受注額の平均)

当該年度受注額とは、発注年度の4月1日から本工事の公告日までに受注した工事の契約金額の合計額とする。

サ 企業倫理や信頼性等（減点項目）

評価項目	評価基準	配点
(ア)入札参加（指名）停止措置（入札参加（指名）除外措置）※1	過去2年度間に幸手市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱により指名停止措置や幸手市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱により指名除外措置を受けた。	-1.0
	上記に該当しない。	○
(イ)不正軽油の使用による法令違反	過去2年度間の幸手市発注工事で不正軽油を使用し、法令違反（地方税法違反、埼玉県生活環境保全条例違反等）により通知等を受けた。	-1.0
	上記に該当しない。	○
(ウ)ディーゼル不適合車の使用による法令違反	過去2年度間の幸手市発注工事でディーゼル車の不適合車を使用し、埼玉県生活環境保全条例違反により、運行禁止命令を受けた。	-1.0
	上記に該当しない。	○
(エ)過積載による法令違反	過去2年度間の幸手市発注工事で過積載を行い、道路交通法違反等により、幸手市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱により入札参加（指名）停止措置を受けた。	-1.0
	上記に該当しない。	○
(オ)総合評価の不履行	過去2年度間の総合評価方式による幸手市発注工事において、正当な理由なく技術資料及び技術提案の内容に基づき履行できなかった。	-1.0
	上記に該当しない。	○
(カ)入札契約に関する不当な強要行為	過去2年度間に入札契約に関する不当な強要を感じさせる行為をした。	-1.0
	上記に該当しない。	○
(キ)死亡事故	過去2年度間に工事で作業員又は第三者の死亡事故を起こし、幸手市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱により入札参加（指名）停止措置を受けた。	-1.0
	上記に該当しない。	○

※1 (イ)～(キ)のいずれかを選択した場合、選択した項目を原因とする指名停止措置（指名除外措置）を受けたことについての重複減点は行わない。

注) 評価項目とした事項に該当しているにもかかわらず、様式に該当がない旨記載されている場合には、「虚偽記載」とする。

6 技術資料の提出要請

技術資料提出要請時に明示すべき事項

技術資料の提出を要請するにあたり明示すべき事項の例を以下に示す。

ア 工事概要

イ 技術資料の内容

- ・提出を求める技術資料

ウ 総合評価に関する事項

(ア) 入札の評価に関する基準

- ・評価項目

- ・評価基準

(イ) ヒアリングの有無

(ウ) 総合評価の方法

(I) 落札者の決定方法

(オ) 評価内容の担保

- ・技術提案内容の不履行の場合における措置（再度の施工義務、違約金、工事成績評定の減点等を行う旨）

エ 技術資料の提出日時

オ 入札及び開札の日時

カ その他（技術資料の提出様式等）

7 技術評価

(1) 加算点又は技術評価点の算出

加算点（除算方式）又は技術評価点（加算方式）は、審査の結果得られた得点の合計値とする。ただし、配点にあたって、満点（採用した項目（「サ 企業倫理や信頼性等」の項目を除く）の配点の合計点）が上限値を超えていたときは、満点が上限値となるように補正を行う。加算点又は技術評価点の上限値は、簡易型20.0点、技術提案型Aタイプ25.0点、技術提案型Bタイプ30.0点とする。

(2) 不適正な事項に対する措置

ア 技術提案型Bタイプの評価項目において、提案値が標準値未満のときは失格とする。

イ 加算点（技術評価点）がマイナスとなった者は、失格とする。

ウ 提出された技術資料に不備があった場合、訂正を求めることなく、関係する評価項目の得点を与えない。

エ 提出された技術資料が不誠実（技術資料のうち技術提案部分が全て「白紙」又は「なし」等の記述のみの場合）であるときは失格とする。

オ 「企業倫理や信頼性等」の評価項目が該当しているにも関わらず、該当がない旨記載されている場合には、虚偽記載と判断し、失格とする。

(3) 評価値の算出と落札候補者の決定

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、「評価値」が最も高いものを落札候補者とする。ただし、幸手市建設工事低入札価格調査制度実施要領（以下「低入札価格調査制度実施要領」という）の規定に基づく失格者は落札候補者としない。

評価値の算出にあたり、入札価格が調査基準価格（税抜）を下回った場合には、入札価格を調査基準価格（税抜）として「評価値」を算定する「見なし評価」及び「1/3失格基準」を原則として適用する。なお、契約は入札価格とする。

イ アにおいて、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。ただし、「見なし評価」された者を1者以上含み、「評価値」の最も高い者が2者以上あるときは、「見なし評価」を取止め、「評価値」の最も高い者のみ「評価値」を再計算し、最も高い者を落札候補者とする。さらに、この場合においても、なお同点であった場合は、くじ引きとする。

見なし評価 評価値の算出にあたり、入札価格が調査基準価格（税抜）を下回った場合、入札価格を調査基準価格（税抜）として見なして計算する考え方。なお、契約は入札価格とする。

1/3 失格基準

技術評価に関し、以下の①②両方に該当する者は失格とする。

① 技術評価の「加算点」（除算方式）又は「技術評価点」（加算方式）が、当該工事における「加算点」（除算方式）又は「技術評価点」（加算方式）の最も高い有効参加者の1/3以下

② 技術評価点の「順位」が、有効入札参加者の下位1/3以下

※ 有効参加者とは「入札参加者のうち、辞退者、一抜け、不適正事項による失格、事前審査による入札参加資格の欠格者を除く者」をいう。

ただし、有効参加者数が2者以下の場合はこの基準は適用しない。

また、予定価格超過、失格基準価格未満、事後審査による入札参加資格の欠格、低入札価格調査による失格、技術者配置不可通知による無効により、最終的に落札候補者が1者もいなくなった場合には、この1/3失格基準の適用を解除する。

評価値の計算方法

【除算方式】

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{基礎点} + \text{加算点}}{\text{入札価格} \text{ (単位: 億円)}}$$

- ・技術評価点 基礎点に加算点を加えたもの
- ・基 础 点 原則として 100,000 点
- ・加 算 点 審査の結果得られた得点の合計値
- ・評価値は、小数点以下 4 位を四捨五入し、第 3 位止めとする。

【加算方式】

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

$$\text{価格評価点} = (100,000 - \text{技術評価点満点}) - 100,000 \times \frac{\text{入札価格} - \text{調査基準価格(税抜)}}{\text{予定価格(税抜)}}$$

- ・技術評価点 審査の結果得られた得点の合計値
- ・評価値の満点 100,000 点（見なし評価ありの場合）
- ・価格評価点の満点=100,000 点 - 技術評価点の満点
- ・価格評価点は、小数点以下第 4 位を四捨五入し、第 3 位止めとする。

(4) 配置予定技術者の配置不可通知

配置予定技術者が落札候補者決定通知を受けた時点において、先に落札した他の工事に配置したため、配置できなくなった場合は、落札候補者通知日の翌日までに発注者に対して「配置予定技術者に係る配置不可通知書」にて配置予定技術者の配置のできなくなった旨を通知することができる。（配置予定技術者が配置できる場合は、通知の必要はなし。）

この場合、入札参加資格を満たせなくなったことから無効として扱い、次の順位者へ落札候補者通知を行う。開札後に落札候補者決定通知を受けていない者は通知できない。

この取り扱いは、幸手市が施行する総合評価落札方式に限定したものであり、それ以外の入札には適用しないので、応札後の辞退はできない。

8 落札者の決定

総合評価方式による落札者は、入札参加者のうち、次のいずれの要件も満たすものの中から選定される。

- ・入札価格が予定価格の制限の範囲内のもの
- ・入札参加者が、入札公告に定めた必要な要件を満たし、無効でないもの
- ・入札説明書で定めた技術提案書等の資料を提出したもの
- ・提出した技術資料が適正と認められるもの
- ・低入札価格調査制度実施要領に定める契約しない場合の判断基準に該当しないもの
- ・落札候補者決定時に配置予定技術者の配置予定不可通知がないもの

9 ペナルティの設定

(1) 技術資料の内容の不履行

ア 発注者は、工事完成通知を受理した際に技術資料の内容を受注者の責めにより満たすことができないと判断した場合は、その該当する評価項目を不履行とみなす。

受注者は、不履行の場合、違約金として、不履行となった評価項目の配点に応じた金額（配点1.0点を請負代金額の1%に相当させた金額。ただし5%を上限とする。）を支払わなければならない。この場合発注者は、工事成績評定の減点（-5点、2項目以上は-10点）を行う。

なお、受注者は、このことにより幸手市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づき指名停止措置を受けることがある。

イ 技術資料の内容の履行に際して、契約後、発注者が受注者に履行について指示するものは、アの規定を適用しない。

ウ 発注者は、配置技術者の変更に際して、病気、けが、退職、死亡など予測不可能なやむを得ない事情で変更を認める場合は、不履行とみなさない。

(2) 技術資料の虚偽記載

ア 発注者は、契約締結前に、技術資料に虚偽の記載があると判明した場合は、虚偽記載とみなす。その技術資料を提出した者は失格とする。

発注者は、契約締結後に、技術資料に虚偽の記載があると判明した場合は、虚偽記載とみなす。その際、受注者は、違約金として、請負代金額の5%を支払わなければならない。この場合、発注者は、工事成績評定の減点（-5点、2項目以上は-10点）を行う。

なお、受注者は、このことにより幸手市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づき指名停止措置を受けることがある。

イ 配置技術者を変更としようとする場合において発注者に提出し承諾を得る資料で、やむを得ない事情を証明する資料、並びに変更後の配置技術者が変更前の配置技術者と同等以上の技術的資格、経験等を有する者と証明する資料に虚偽記載があった場合、アの規定を適用する。

10 中立かつ公正な評価の確保（学識経験者の意見聴取）

総合評価方式の適用により、技術提案の審査・評価を行うにあたっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行う。

このため、総合評価方式の実施にあたり、地方自治法施行令及び同規則の規定により、次の場合についてあらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聞くこととされている。

- (1) 落札者決定基準を定めようとするとき
- (2) (1)の意見聴取において、併せて落札者を決定しようとするときに、改めて意見を聞く必要があるか確認し、必要があるとの意見が述べられた場合において、当該落札者を決定しようとするとき

意見聴取にあたっては、複数の学識経験者と行政委員（県職員等）で構成する「埼玉県総合評価審査小委員会（東部ブロック）」に依頼して意見聴取を行うものとする。

「埼玉県総合評価審査小委員会」

- (ア) 落札者決定基準（評価の方法や落札者の決定方法）について審議し、意見を述べること。
 - (イ) 個々の工事における落札者決定基準について審議し、意見を述べること。
 - (ウ) 落札者を決定しようとすることに対し意見を述べること。
((イ)の小委員会において、必要があると判断されたものに限る。)
- (I) その他、小委員会が特別に定める事項に関すること。

1.1 総合評価方式に関する公表等

(1) 技術提案に関する機密の保持

提案者の知的財産を保護するため提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようによること等、その取扱いに留意する。

(2) 情報提供

ア 入札前

手続の透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法等については、あらかじめ入札説明書等において明らかにする。

イ 落札者決定後

総合評価方式を適用した工事において落札者を決定した場合は、速やかに以下の事項について情報公開する。

- (ア) 業者名
- (イ) 各業者の入札価格
- (ウ) 各業者の技術評価点
- (エ) 各業者の評価値

また、希望者には自社の評価項目毎の評価点と落札者との比較（優劣）について情報提供することとする。

1.2 履行確認

受注者が提出した技術資料において、当該工事で履行するとした事項は、全て履行の対象とする。ただし、契約後、発注者が受注者に履行について指示するものは、この限りではない。